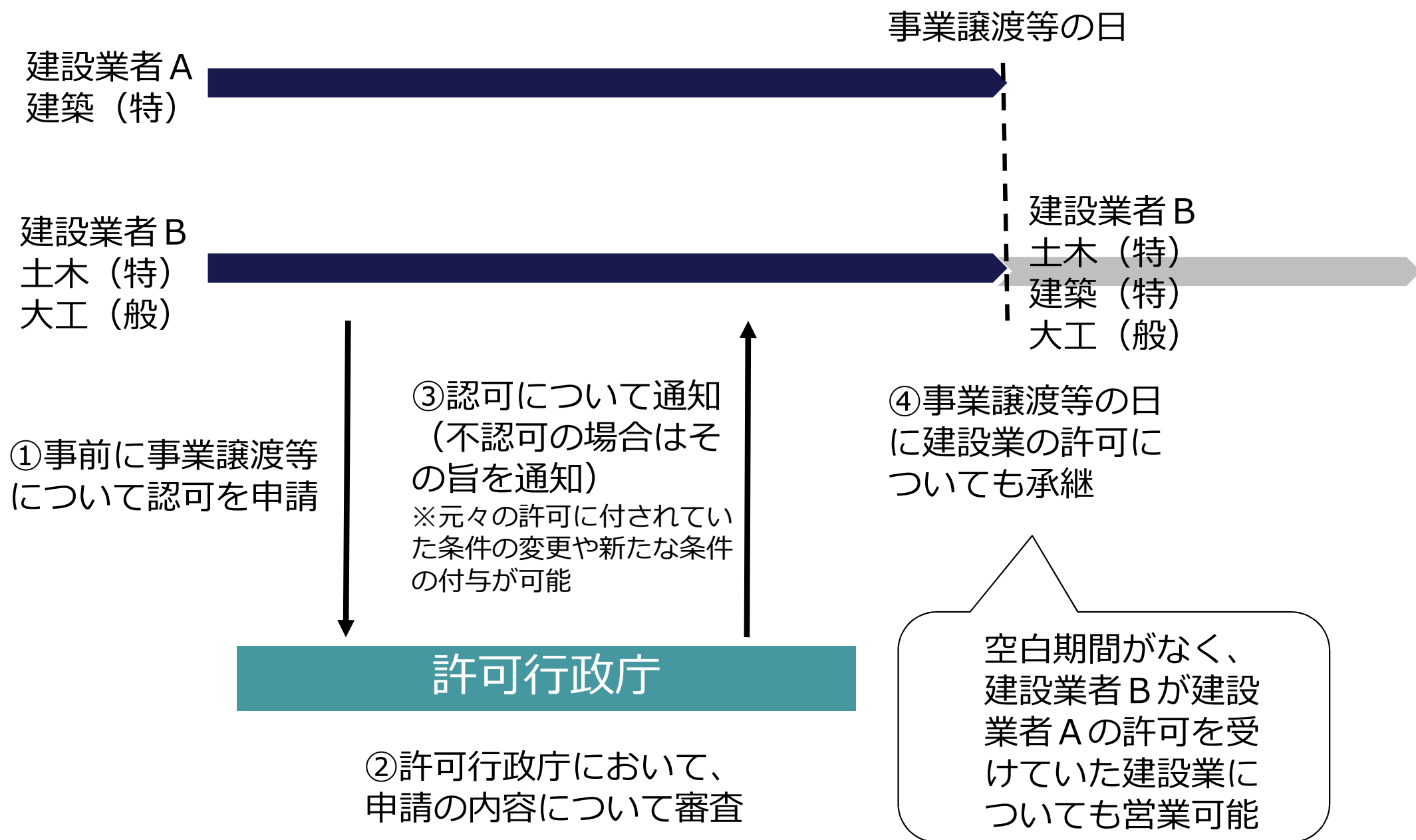


※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）

例：建設業者 A の地位を建設業者 B が承継する場合



(地位承継の前)

承継元

- ・ 土木業 (特定)
- ・ 鉄筋業 (一般)
- ・ 舗装業 (一般)
- ・ 造園業 (一般)

承継先

- ・ 建築業 (特定)
- ・ 鉄筋業 (一般)
- ・ 大工業 (一般)
- ・ 左官業 (一般)

(地位承継の後)

承継先

- ・ 土木業 (特定)
- ・ 建築業 (特定)
- ・ 鉄筋業 (一般)
- ・ 舗装業 (一般)
- ・ 大工業 (一般)
- ・ 造園業 (一般)
- ・ 左官業 (一般)

※ 異業種間の承継は可。
※ 同一業種でも、一般・特定区分が同じなら承継は可。
※ 一部のみの承継は不可。

承継元

- ・ 土木業 (特定)
- ・ 鉄筋業 (特定)
- ・ 舗装業 (一般)
- ・ 造園業 (一般)

承継先

- ・ 建築業 (特定)
- ・ 鉄筋業 (一般)
- ・ 大工業 (一般)
- ・ 左官業 (一般)

一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る**特定建設業**の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による**承継の対象外**
→**承継先が鉄筋業 (一般) を事前に廃業することで承継可**

承継元

- ・ 土木業 (特定)
- ・ 鉄筋業 (一般)
- ・ 舗装業 (一般)
- ・ 造園業 (一般)

承継先

- ・ 建築業 (特定)
- ・ 鉄筋業 (特定)
- ・ 大工業 (一般)
- ・ 左官業 (一般)

特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る**一般建設業**の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による**承継の対象外**
→**承継元が鉄筋業 (一般) を事前に廃業することで承継可**